

一般社団法人 宮城県住宅塗装協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条当法人は、一般社団法人宮城県住宅塗装協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、住宅塗装事業の健全な発達、住宅塗装事業者の技術向上、県民が安心して塗装を行う事ができる環境の整備を図るための活動を行うことを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 各種講習等、住宅塗装の技術向上等を目的とした事業者の育成に係る業務
- (2) 消費者利益を擁護するための事業者の啓蒙活動
- (3) 住宅塗装に関する消費者からの相談に係る業務
- (4) 消費者の塗装知識を高める情報提供及び啓蒙活動
- (5) 住宅の診断、点検、調査及び報告に関する情報提供
- (6) 消費者への塗装事業者に関する情報提供
- (7) 外壁塗装、屋根塗装、屋根工事、防水工事、内外装工事に係る提案及び請負
- (8) 行政等に対する要望及び提言
- (9) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人は、事務所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人とする。

(入会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、総会で定める額の経費を支払わなければならない。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の社員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第9条 会員は次に掲げる事由によって退会する。

- (1) 会員はいつでも退会する事ができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- (2) 死亡
 - (3) 総会員の同意
 - (4) 除名
- 2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、会員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする、

第 3 章 総 会

（総会の招集）

- 第 10 条 通常総会は、年 2 回、会計年度開始前 1 か月以内及び会計年度終了後 2 か月以内に代表理事が招集する。
- 2 臨時総会は、次の場合に代表理事が招集する。
- (1) 理事会で必要と認めたとき
 - (2) 役員 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して要求があったとき。

（総会の通知）

- 第 11 条 総会の招集には、10 日以前に、その会議の日時・場所及び付議事項を示し、郵便または会誌をもって役員ならびに正会員に通知しなければならない。

（総会の決議事項）

- 第 12 条 総会では、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告・収支決算ならびに財産目録の承認に関する事項
 - (2) 重要な財産の取得・処分に関する事項
 - (3) 事業計画及び収支予算の承認に関する事項
 - (4) 規則の設定及び変更に関する事項
 - (5) 支部規程の設定及び支部の事業報告・収支決算ならびに財産目録の承認に関する事項
 - (6) その他理事会が必要と認めた事項
 - (7) 役員が 15 分の 1 以上から総会開催日 30 日以前に、あらかじめ議題として提出された事項

（総会の決議）

- 第 13 条 総会は、役員及び代議員の過半数の出席によって成立する。
- 2 総会の議事は、出席役員及び代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。

（総会の議決権）

- 第 14 条 役員・代議員は、各 1 個の議決権を持つ。
- 2 議決権の行使を、他の出席役員または代議員に委任することができる。
- 3 前項による委任は出席とみなす。

（理事会の組織と開催）

- 第 15 条 理事会は、代表理事及び理事で組織し、毎月 1 回開催するほか、代表理事が必要と認めた場合、または理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して要求があった場合に、随時招集する。

（理事会の決議事項）

- 第 16 条 理事会は、次の事項及びこの定款で別に定める事項のほか、会務運営のため、総会

の権限に属さないいっさいの事項を決議する。

(1) 総会の議案

(2) 支部規程の変更及び支部の事業計画・収支予算の承認に関する事項

(理事会の決議)

第 17 条 理事会は、過半数が出席しなければ議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第 4 章 理事会及び代表理事

(理事の員数)

第 18 条 当法人の理事の員数は、10 名以内とする。

(理事の資格)

第 19 条 当法人の理事は、当法人の役員の中から選任する。

(理事の選任方法)

第 20 条 当法人の理事の選任は、総会において総会員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第 21 条 当法人に理事が 2 人以上いるときは、理事の互選によって代表理事 1 名を選定するものとする。

(理事の任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 23 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、会員総会の決議によって決める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 24 条 当法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり 10 月 31 日に終わる。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 25 条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

前項の場合、計算書類については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置)

第 26 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの付属明細書を、定時社員総会の日から 1 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。